

様式

委員会規則第3条第1項に基づく届出書

令和2年7月10日

中止

1. 執行機関の別	1: 都道府県知事・市区町村長等
	<input type="radio"/> 知事 <input checked="" type="radio"/> 市区町村長等
2. 都道府県名	福井県
3. 市区町村名	敦賀市
4. 届出番号	11
5. 独自利用事務の事例番号	116-1-1(2)
6. 届出書を公表しているウェブページのアドレス	https://www.city.tsuruga.lg.jp/about_city/news_from_division/soumu_bu/soumu_ka/mynumber-dokujijimu.html

執行機関名 敦賀市長

知事等(教育委員会)が行う保育所等又は幼保連携型認定こども園の利用料その他の保護者から徴収する費用の補助又は減免に関する事務(法定事務に係るものを除く。)

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①事務の名称	子ども・子育て支援法による子どものための教育・保育給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの	2人以上子どもを持つ世帯に対する第2子以降の子どもの就学前までの保育等に係る費用の徴収の免除に関する事務であって規則で定めるもの(0~2歳児に該当する第2子の保育料免除事業)
②番号法別表第1の項	94	
③番号法別表第2の項	116	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		敦賀市個人番号の利用に関する条例(平成27年敦賀市条例第30号)別表第5の項 2人以上子どもを持つ世帯に対する第2子以降の子どもの就学前までの保育等に係る費用の徴収の免除に関する事務であって規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第1条	敦賀市子どものための教育・保育に係る利用者負担額等に関する条例(平成27年敦賀市条例第4号)第1条
⑥事務の趣旨又は目的	第一条 この法律は、我が国における急速な少子化の進行並びに家庭及び地域を取り巻く環境の変化に鑑み、児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)その他の子どもに関する法律による施策と相まって、子ども・子育て支援給付その他の子ども及び子どもを養育している者に必要な支援を行い、もって一人一人の子どもが健やかに成長することができる社会の実現に寄与することを目的とする。	第1条 この条例は、子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号。以下「法」という。)に基づく子どものための教育・保育に係る利用者負担額(以下「利用者負担額」という。)等に関し必要な事項を定めるものとする。
⑦独自利用事務の関連規範		敦賀市子どものための教育・保育に係る利用者負担額等に関する条例(平成27年敦賀市条例第4号) 敦賀市子どものための教育・保育に係る利用者負担額等に関する規則(平成27年敦賀市規則第14号)